

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 30 年 11 月 14 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800167号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800097号

第1 結論

請求者のA社における平成17年9月1日から平成18年1月16日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年9月から同年12月までの標準報酬月額については、13万4,000円から26万円とする。

平成17年9月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年9月1日から平成18年1月16日まで

ねんきん定期便により、請求期間の標準報酬月額が従前の標準報酬月額と比べて大幅に引き下げられていることがわかった。給料明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、オンライン記録によると13万4,000円と記録されているところ、年金事務所から提出された「届出内容一覧表」及び健康保険組合から提出された請求者に係る「被保険者記録照会」により、平成17年の定時決定における算定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額が13万4,000円である旨の届出が行われていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出されたA社に係る給料明細書及び日本年金機構の回答により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額は26万円であると認められる。

一方、上記給料明細書により、請求者は請求期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額13万4,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給料明細書及び日本年金機構の回答から、26万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。